

日 時：平成26年2月13日（木）14時～
場 所：倉敷市役所 議会棟3階 第2会議室

倉敷市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ

平成26年第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会

- 1 会長，副会長の選出
- 2 倉敷市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）
- 3 委員自己紹介
- 4 担当部署職員紹介

— 議 事 —

- 5 倉敷市廃棄物減量等推進審議会説明
（審議会の位置付け，市と審議会の役割）
- 6 倉敷市一般廃棄物処理基本計画の改定について
 - （1）一般廃棄物処理基本計画とは
 - （2）倉敷市一般廃棄物処理基本計画の概要
 - （3）計画の進捗報告と評価検証
 - （4）主な見直し項目
- 7 その他
- 8 閉 会

目次

◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会（第11次）委員（50音順）	- 2 -
◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会事務局	- 2 -
◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について	- 4 -
6-（1） 一般廃棄物処理基本計画とは	- 5 -
1. 法的根拠	- 5 -
2. 一般廃棄物処理計画の構成	- 5 -
3. 国（環境省）のごみ処理基本計画策定指針（抜粋）	- 5 -
6-（2） 倉敷市一般廃棄物処理基本計画の概要について	- 6 -
1. ごみ処理の基本理念	- 6 -
2. ごみ減量への挑戦（達成目標）	- 6 -
3. 目標達成に向けた施策	- 7 -
4. 目標達成時の姿	- 7 -
6-（3） 計画の進捗報告と評価検証	- 8 -
1. 計画に基づき実施した主な施策	- 8 -
2. 計画に対する実績の推移	- 9 -
（1） 排出量の推移	- 9 -
（2） リサイクル率の推移	- 10 -
（3） 最終処分量の推移	- 10 -
6-（4） 主な見直し項目	- 11 -

◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会（第11次）委員（50音順）

所 属	役職名	審議会委員
倉敷市環境衛生協議会	副会長兼常任理事	イシイ エツコ 石井 悦子
市民公募		イシイ ゼンゾウ 石井 善三
倉敷市栄養改善協議会	副会長	イシイ つる子 石井
倉敷市再生資源事業協同組合	理事	イトウ シゲオ 伊藤 繁雄
イーブくらしきネットワーク	代表	エグチ シズエ 江口 静江
イオンモール(株) イオンモール倉敷	センター長	オカバヤシ コウジ 岡林 広司
倉敷商工会議所	専務理事	カトウ キョツグ 加藤 清次
倉敷市議会議員	市民環境委員会 副委員長	キタバタケ カツヒコ 北畠 克彦
倉敷市愛育委員会連合会	会長	サトウ チズコ 佐藤 千津子
倉敷市婦人協議会	倉敷婦人協議会 副会長	タケノリ ケイコ 武則 啓子
市民公募		タナベ トクコ 田邊 徳子
くらしき作陽大学	講師	ヒグチ トモユキ 樋口 智之
岡山大学 廃棄物マネジメント研究センター	副センター長	フジワラ タケシ 藤原 健史
倉敷美誠清掃協同組合	代表理事	フルカワ エツオ 古川 悦生
倉敷ファッションセンター(株)	総務部長	ミノ シゲキ 三野 繁樹
地域リーダー養成講座修了生		ヤマモト フミエ 山本 富美枝
倉敷市議会議員	市民環境委員会 委員長	ヨシダ トオル 吉田 徹

◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会事務局

所 属	役職名	氏 名
環境リサイクル局	局 長	シオジリ ヤスフミ 塩尻 康文
リサイクル推進部	部 長	クワキ ジュンイチ 桑木 淳一
リサイクル推進部	次 長	クロダ テツロウ 黒田 哲朗
リサイクル推進部	副参事	オノ タカオ 小野 孝夫
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	課長補佐	ホカムラ ヒロユキ 外村 博之
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	企画係長	ツチャ タカユキ 土屋 隆之
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	リサイクル推進 係 長	オノ マサナリ 小野 雅生
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹 兼 指導係長	シミズ ケイシ 清水 計旨
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	管 理 係 長	タジマ ジン 田島 仁
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	企画係 主 事	ウツミ マサオミ 内海 将臣

◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会を設置する。(倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第1条)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の7 抜粋)

市町村は、その区域における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2. 審議会と行政の役割

(1) 審議会の役割

- ・ 審議会とは、地方自治法(第138条の4第3項)に基づき設置された、執行機関(行政)の附属機関である。
- ・ 当審議会では、廃棄物減量等の推進について審議し、会としての意見、答申を述べることが役割としている。

(地方自治法 第138条の4第3項 抜粋)

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

(2) 行政の役割

審議会の意見、答申を尊重し、個々の行政施策を責任を持って決定、実施することを役割としている。

3. 審議事項

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の促進に関すること。
- (4) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- (5) 前各項に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

4. 組織

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 廃棄物再生事業者団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 前各項に掲げるもののほか市長が必要と認める者

6 - (1) 一般廃棄物処理基本計画とは

1. 法的根拠

廃棄物処理法では、第6条第1項の規定において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』と定められています。一般廃棄物処理基本計画はこの一般廃棄物処理計画を構成する計画のひとつ（下図）で、一般廃棄物の処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

2. 一般廃棄物処理計画の構成

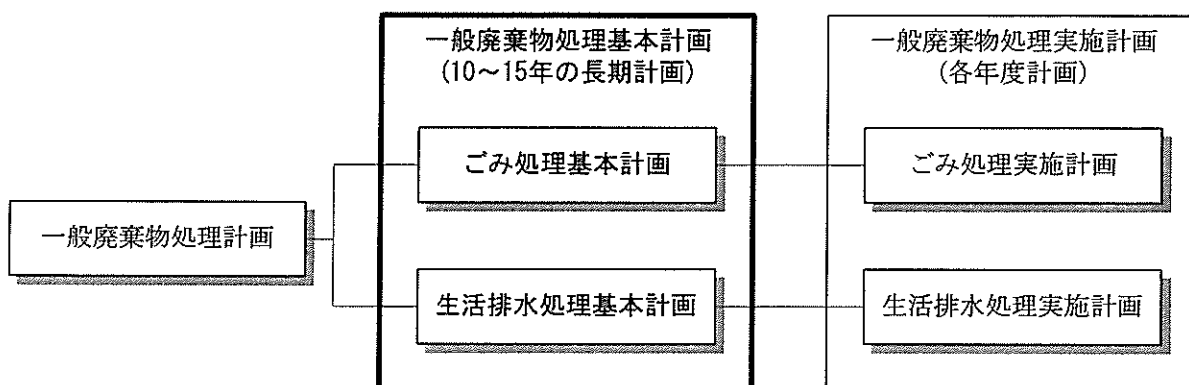


図 一般廃棄物処理計画の構成

3. 国（環境省）のごみ処理基本計画策定指針（抜粋）

- ごみ処理基本計画で定める事項。
 - ①ごみの発生量及び処理量の見込み
 - ②ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
 - ③分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
 - ④ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - ⑤ごみの処理施設の整備に関する事項
 - ⑥その他ごみの処理に関し、必要な事項
- 国や県の計画等を踏まえるものとする。
- PDCA サイクルにより、継続的に自らの計画の点検、見直し評価を行うこと。
- 計画の目標年次は原則 10 年～15 年。概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。
- 審議会等の意見を踏まえ、計画を策定し、策定の趣旨、目的、目標について、住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得ること。また策定された計画は広く周知すること。

6 - (2) 倉敷市一般廃棄物処理基本計画の概要について

1. ごみ処理の基本理念

本市では、「環境最先端都市」として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、廃棄物の減量化、資源化が最も推進された社会を形成することにより、時代を担う子どもたちに豊かな環境を引き継いでいくことを目指し、3項目を基本的な理念とする。

基本的理念

■生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制（5Rの実践）

- ① Refuse：リフューズ（購入抑制） ② Reduce：リデュース（発生抑制）
 ③ Reuse：リユース（再利用） ④ Recycle：リサイクル（再生利用）
 ⑤ Regenerate：リジェネレート（再生品の積極使用）

※循環型社会形成推進基本計画の3Rは②③④

■環境教育の充実

本市では子どもから大人までのそれぞれの年齢層に応じ、様々な場所で環境教育を実施し、環境問題に対して、「知っている」だけでなく、「行動できる人（地域）」の育成を図っていく。

■廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理

排出される廃棄物は可能な限り再生利用に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による減容化や最終処分するなど適正処理を実施する。

また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理の削減に努める。

2. ごみ減量への挑戦（達成目標）

ごみ排出量の削減および資源化推進について、計画最終年度である平成36年度に達成すべき数値目標は以下に示すとおりである。

項目	目標（目標達成年度：平成36年度）	基準（平成19年度）
ごみ排出量の削減	「家庭ごみ（資源除く）一人一日当たり排出量」を「469g以下にする」ことを目指す。（平成19年度対比20%以上減量）	587g
	「事業ごみ年間排出量」を「58,948t以下にする」ことを目指す。（平成19年度対比20%以上減量）	73,685t
リサイクル率	平成19年度実績から10%以上の増加を目指す。	45.4%
最終処分量	平成19年度実績から20%以上の減量を目指す。	6,208t

■ 倉敷市一般廃棄物処理基本計画の目標根拠

- ・H27までは 「循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を目指す。
- ・H28以降は （H12～19）の低減率で、更なる減量を目指す。

3. 目標達成に向けた施策

- (1) 生ごみ等減量推進施策などの「排出抑制に関する施策」
- (2) 5種14分別の徹底施策などの「分別徹底・再資源化に関する施策」
- (3) 体験型学習施策などの「環境教育に関する施策」
- (4) イベント型施策による「情報提供に関する施策」
- (5) 意識改革施策などの「その他の施策」

4. 目標達成時の姿

● 排出量の削減

燃やせるごみ、特に生ごみ量の削減により、家庭から排出される燃やせるごみが削減されている。

家庭ごみ	:	587 g/人・日	→	469 g/人・日
事業ごみ	:	73,685 t/年	→	58,948 t/年

● 資源ごみの増加

分別の徹底により、燃やせるごみの中に混入されている資源が減少している。これにより資源ごみの回収量が増加し、資源化率が向上されている。

リサイクル率	:	45.4%	→	55.4%
--------	---	-------	---	-------

● 新たに整備する燃やせるごみの処理施設の規模縮小

燃やせるごみの排出量が削減することにより、新たに整備する施設の規模を縮小できている。またごみ処理経費も縮減されている。

施設規模	:	480 t/日	→	370 t/日
------	---	---------	---	---------

● 温室効果ガス排出量の削減

燃やせるごみの排出量が削減することにより、燃やせるごみの焼却に由来する温室効果ガスの排出量を削減できている。

CO2 排出量	:	67,388 t/年	→	51,631 t/年
---------	---	------------	---	------------

※ 温室効果ガス排出量算出方法は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル平成18年11月環境省・経済産業省」による。

6 - (3) 計画の進捗報告と評価検証

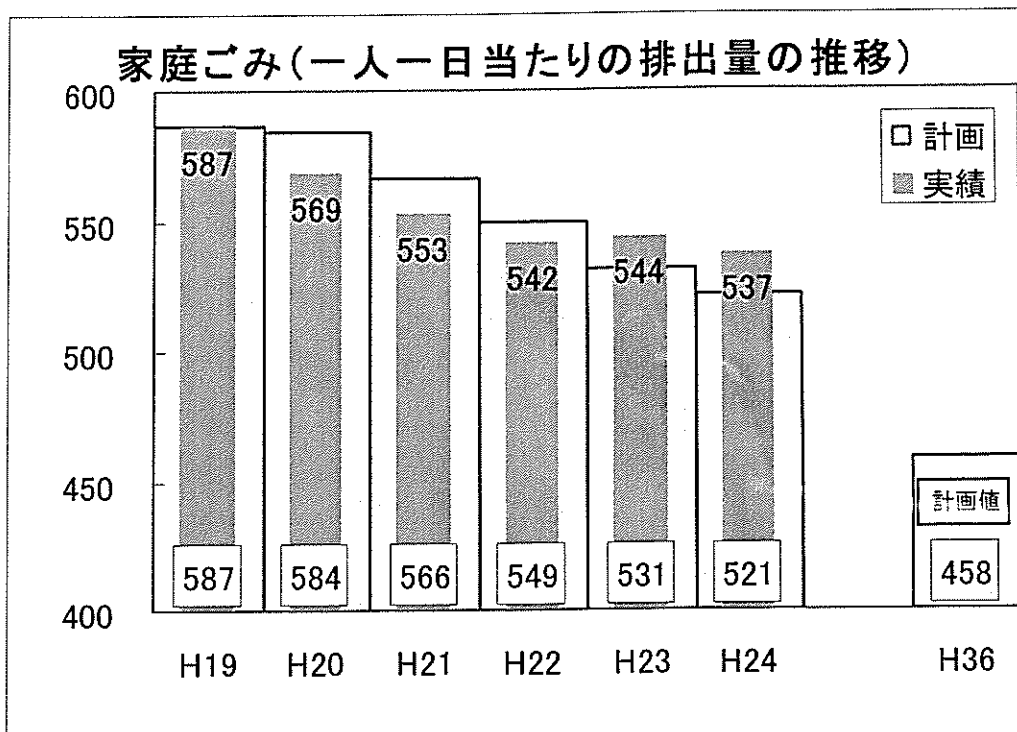
1. 計画に基づき実施した主な施策

	施策	内容	実績等
排出抑制に関する施策について	1	生ごみ処理容器購入費補助事業	処理容器の購入を補助し、生ごみのたい肥化、再利用により家庭ごみの減量化を図る。 生ごみたい肥化容器 2,263基 6,841千円 電気式生ごみ処理容器 1,215基 33,278千円 計3,478基 40,119千円 (20~24年度実績)
	2	マイバッグ・マイ箸運動の推進	マイバッグ、マイ箸の持参について、その効果や取組方法、事例紹介などにより実施推進を図る。 県下統一ノーレジ袋デー(毎月10日)にあわせて市内の大型店舗で実施
	3	一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導	多量の一般廃棄物を排出する事業所に作成・提出を求め、ごみの排出量削減を指導する。 ごみの排出量が日量100kg以上の事業所に計画書の作成・提出を指導 提出:81事業所 (24年度実績)
分別の徹底・再資源化に関する施策	1	外国人への分別徹底の推進	外国人定住者に適正なごみの分別を指導するためパンフレットを作成、配布し、分別精度の向上を図る。 英語版、中国語版、ポルトガル語版を作成(H22.3 作成)
	2	ごみステーションでの指導実施	各地域の実情に合わせて早朝指導を実施し、分別の徹底など推進を図る。 307回 (24年度実績)
	3	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	協力団体の活動を奨励すると共に、地域の集団回収への協力を行い、ごみの減量と資源ごみの再利用を推進する。 参加団体 1,009団体 回収量 16,795t 支払総額 100,769千円 (24年度実績)
	4	事業ごみ適正処理指導	大規模事業者に対し、戸別訪問や搬入検査を実施し、分別の精度向上を図る。 戸別訪問 63件 (24年度実績) 搬入検査 毎月3日程度
環境教育に関する施策	1	ごみ処理等施設見学会の開催	ごみの収集から処理、資源化、最終処分に至るまでの過程を見学してもらい、環境教育の充実を図ると共にごみ問題への意識を高める。 倉敷リサイクルセンター他6施設を2日間にわたって見学
	2	出前講座の推進	ごみの減量とリサイクルに関する出前講座を実施し、市民の自主的な生涯学習活動を支援する。 環境教育講座を市内小中学校で9回実施、各市民団体向けでは166人の参加があった(24年度実績)
	3	環境副読本の作成	小中学生向けの副読本を作成し、環境教育に用いる教材として提供する。 A4版「エコノート」を6,000冊作成 体験学習に参加、或いは環境学習に使用する市内小学4年生を対象に教材として配布(24年度実績)
	4	リサイクル研修・体験講座	不用品リフォームの実践やごみ問題への意識啓発のため、参加を広くよびかける。 不用品を再利用した紙すきやクリスマスリース、お正月飾り等の作成体験講座 44回実施、1,029人参加(24年度実績)
情報提供に関する施策について	1	倉敷市リサイクル推進センター(クルクルセンター)を拠点とした啓発	木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験等を通してごみの減量化、資源化への関心を深めてもらう。 木製家具の修理再生及び販売 2,752件 古着の提供件数 32,954件 古本の提供件数 10,075件 (24年度実績)
	2	広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大	ごみ処理に関する情報を市民や事業者にわかりやすく伝える。 毎月広報紙上において、ごみの減量やリサイクル、クルクルセンターの講座紹介などの情報提供を行った
	3	リサイクルフェアの開催	市民参加型のイベントを実施し、ごみ減量とリサイクル意識の向上を目的に市民参加を促す。 ・毎年10月クルクルセンターにて開催 来場者数 約6,000人 啓発チラシ・標語の応募件数 1,119件 (24年度実績)
	4	ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	ごみの分別や適正処理に関するルールなどを広く浸透させるため、作成、配布する。 ・「ごみの出し方」を25,000部増刷 ・啓発チラシを20万部作成、広報くらしき10月号と共に市内全戸配布 (H21年度~)
	5	インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	ホームページを活用して情報提供や普及啓発の充実に努める。 メールマガジンによる5Rの推進 毎月1,10,20日に配信

2. 計画に対する実績の推移

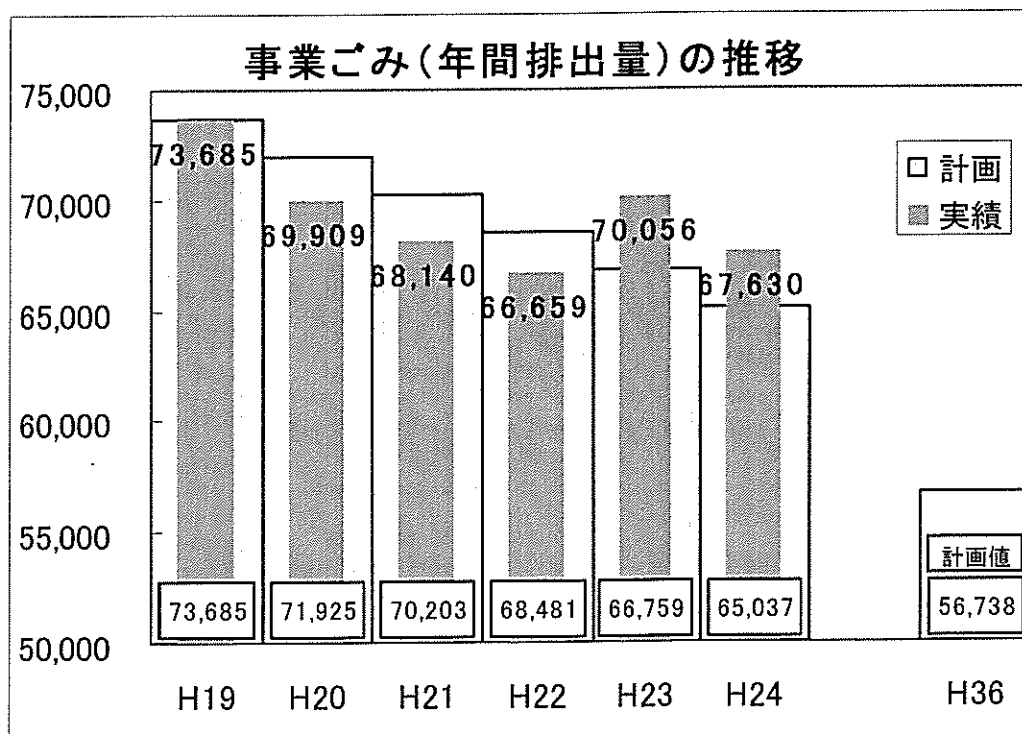
(1) 排出量の推移

◆◆ 家庭ごみの部 ◆◆



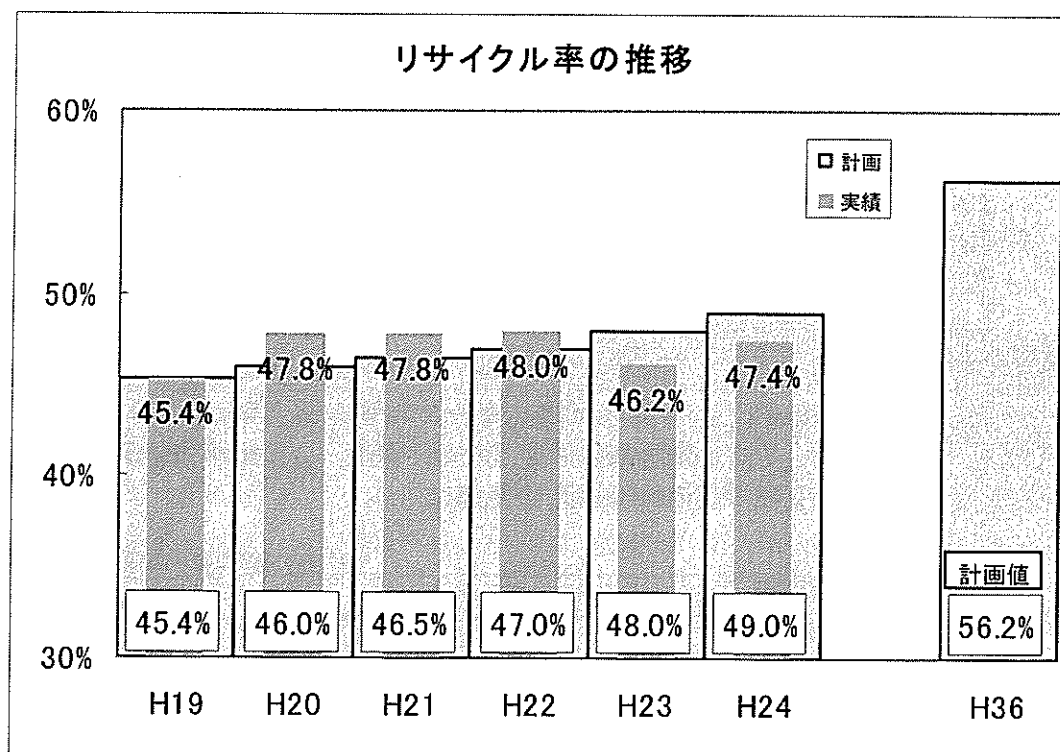
平成24年度の計画(目標)値に16g達していない。

◆◆ 事業ごみの部 ◆◆



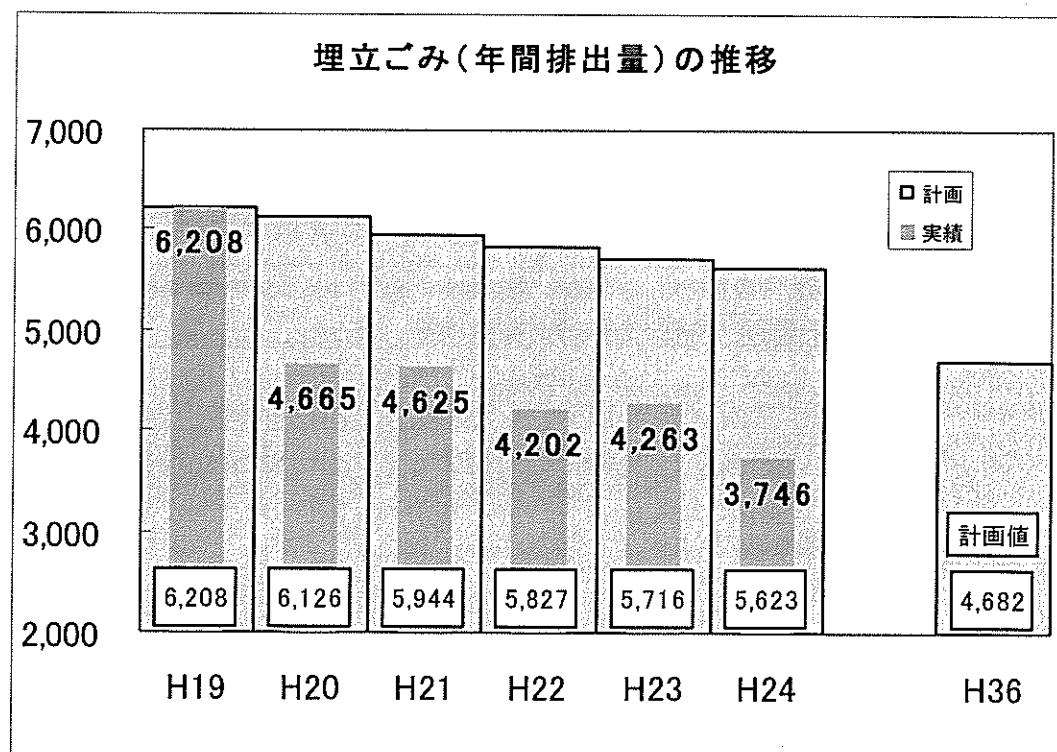
平成24年度の計画(目標)値に約2600t達していない。

(2) リサイクル率の推移



平成24年度の計画（目標）値に1.6%達していない。

(3) 最終処分量の推移



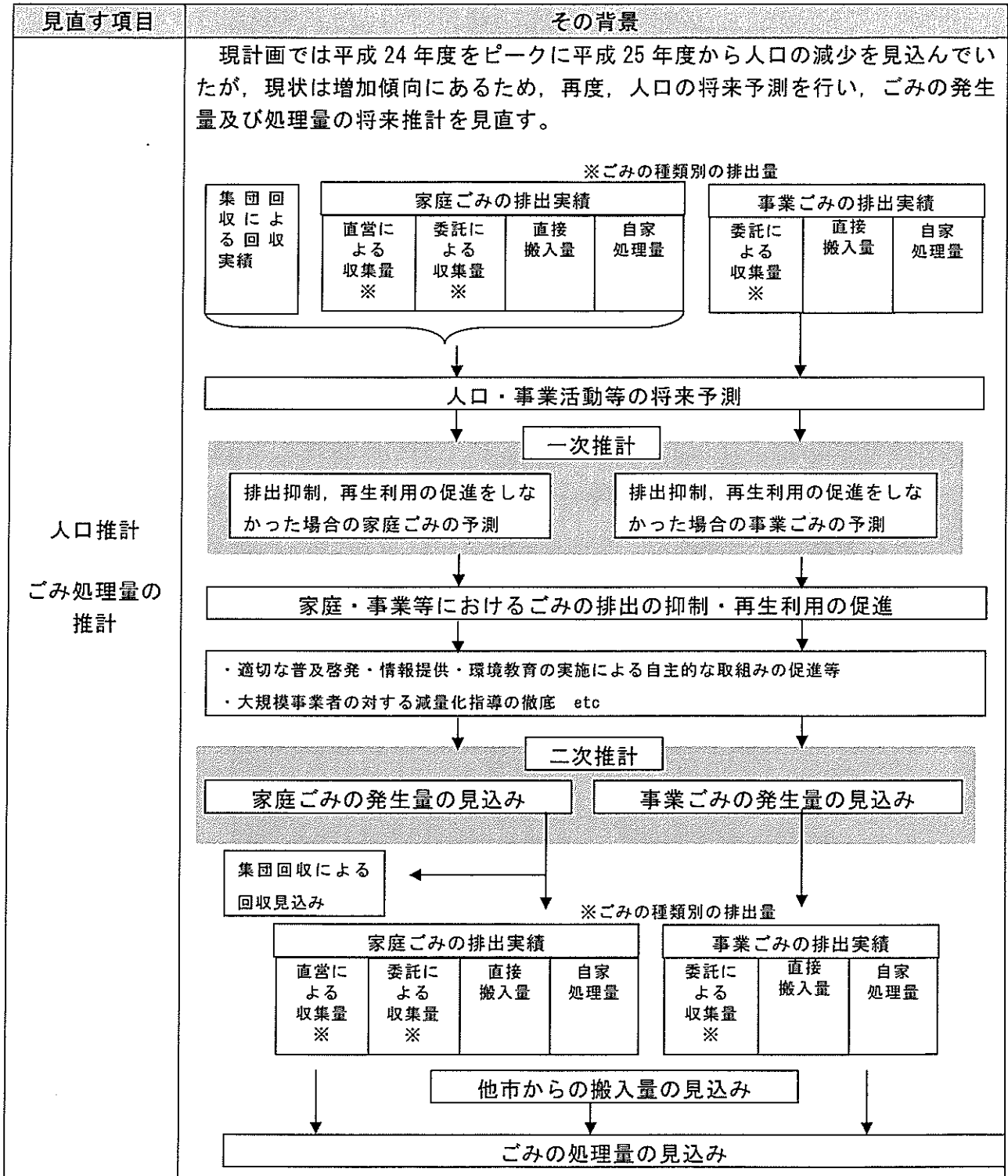
平成24年度で、平成36年度の計画（目標）値に既に達している。
今回の計画見直しでは新たな目標値を再設定する必要がある。

6 - (4) 主な見直し項目

「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」は、平成22年1月の策定からの間に、計画策定の前提となっている諸条件に次のような変動がありました。

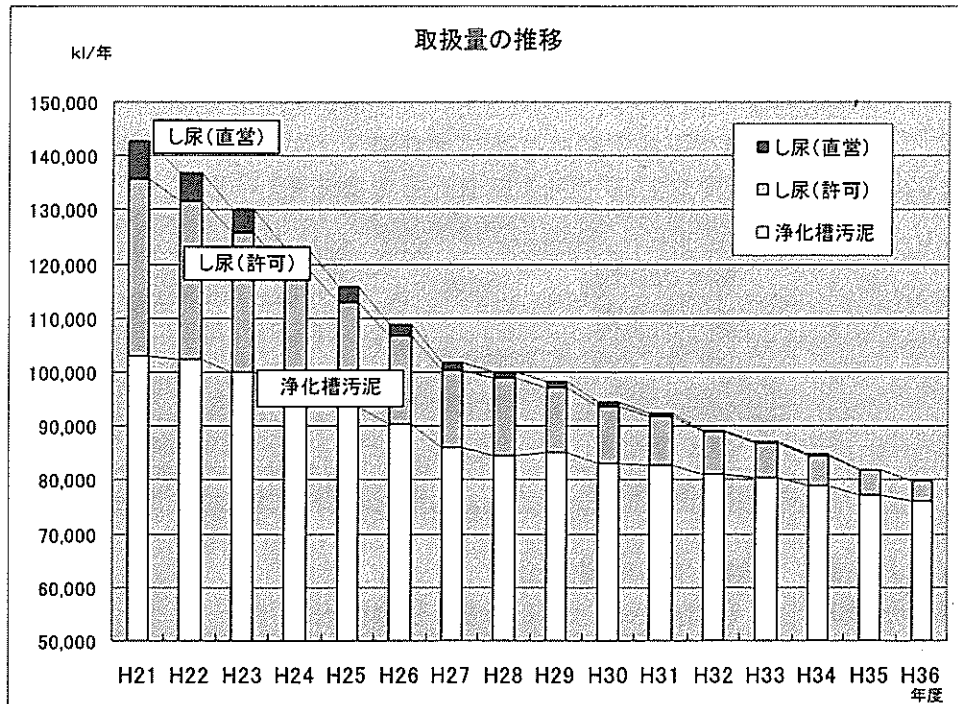
- ・ 予測を上回る人口の増加
- ・ 上位計画である国の循環型社会形成推進基本計画の改訂
- ・ 平成26年度に一般廃棄物処理施設整備計画の策定（予定）
- ・ 小型家電リサイクル法の施行や関連計画の改訂

これらを受け、前計画の検証を行うとともに、以下の項目を見直すこととしています。

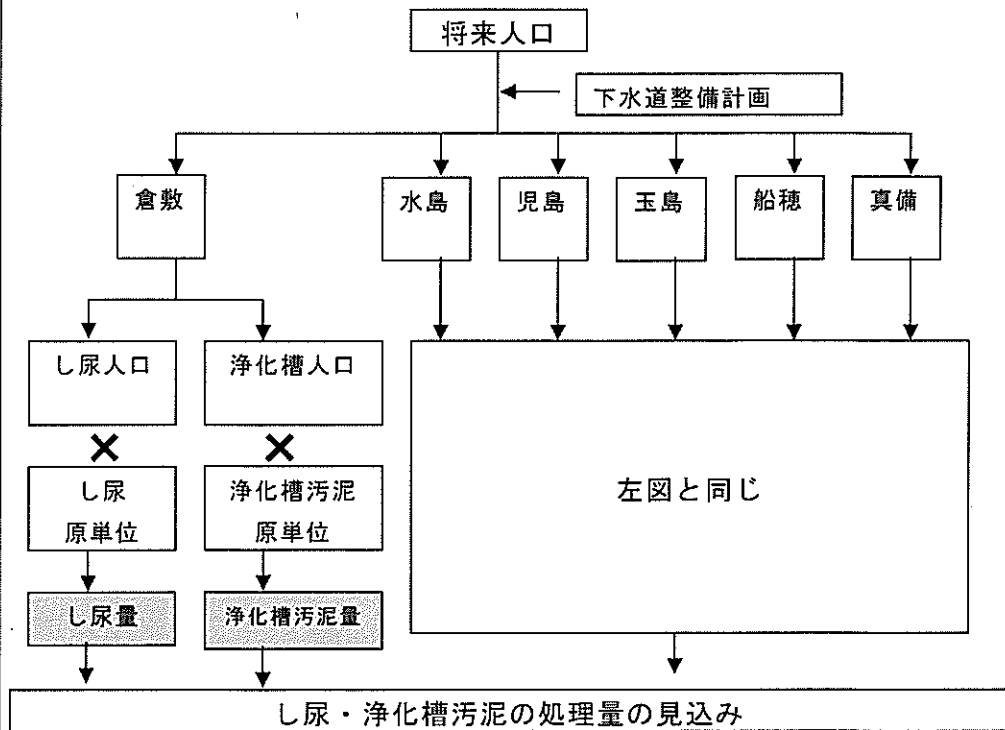


見直す項目	その背景																																									
ごみ処理体制	<p>本市のごみ焼却処理体制は以下に示すとおりであるが、水島清掃工場については、基幹的設備改良工事を施行することで、平成46年度まで稼働させることとなった。</p> <p>■■平成36年度における本市のごみ焼却処理施設の状況■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水島エコワークスとの契約終了 ・西部清掃工場の老朽化（稼働26年目） ・吉備路クリーンセンターの老朽化（稼働27年目） 																																									
	<p>ごみ処理量の将来推計をもとに、全市の総合的な新しいごみ処理体制の方向性を検討する。</p> <p>現行のごみ焼却処理体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>燃やせるごみの流れ (家庭)</th> <th>燃やせるごみの流れ (事業)</th> <th>処理施設</th> <th>H24処理実績 (t)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉敷地区</td> <td>→</td> <td>- -</td> <td>水島エコワークス (PFI事業)</td> <td>67,931</td> <td>H36年度で契約終了</td> </tr> <tr> <td>水島地区</td> <td>→</td> <td>- -</td> <td>水島清掃工場</td> <td>84,427</td> <td>平成46年度まで延命化</td> </tr> <tr> <td>児島地区</td> <td>→</td> <td>- -</td> <td>水島清掃工場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>玉島地区</td> <td>→</td> <td>- -</td> <td>西部清掃工場 (浅口市と一部事務組)</td> <td>27,386</td> <td>H36年度で稼働26年目</td> </tr> <tr> <td>船穂地区</td> <td>→</td> <td>- -</td> <td>西部清掃工場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>真備地区</td> <td>→</td> <td>- -</td> <td>吉備路クリーンセンター (総社市と一部事務組合)</td> <td>6,513</td> <td>H36年度で稼働27年目</td> </tr> </tbody> </table> <p> → 燃やせるごみの流れ (家庭) ■■■ 燃やせるごみの処理 - - → 燃やせるごみの流れ (事業) </p>	地区	燃やせるごみの流れ (家庭)	燃やせるごみの流れ (事業)	処理施設	H24処理実績 (t)	備考	倉敷地区	→	- -	水島エコワークス (PFI事業)	67,931	H36年度で契約終了	水島地区	→	- -	水島清掃工場	84,427	平成46年度まで延命化	児島地区	→	- -	水島清掃工場			玉島地区	→	- -	西部清掃工場 (浅口市と一部事務組)	27,386	H36年度で稼働26年目	船穂地区	→	- -	西部清掃工場			真備地区	→	- -	吉備路クリーンセンター (総社市と一部事務組合)	6,513
地区	燃やせるごみの流れ (家庭)	燃やせるごみの流れ (事業)	処理施設	H24処理実績 (t)	備考																																					
倉敷地区	→	- -	水島エコワークス (PFI事業)	67,931	H36年度で契約終了																																					
水島地区	→	- -	水島清掃工場	84,427	平成46年度まで延命化																																					
児島地区	→	- -	水島清掃工場																																							
玉島地区	→	- -	西部清掃工場 (浅口市と一部事務組)	27,386	H36年度で稼働26年目																																					
船穂地区	→	- -	西部清掃工場																																							
真備地区	→	- -	吉備路クリーンセンター (総社市と一部事務組合)	6,513	H36年度で稼働27年目																																					

見直す項目	その背景						
し尿処理体制	<p>本市のし尿等処理体制は以下に示すとおりであるが、近年、下水道の整備に伴い、し尿等処理量は減少し、今後も減少を続ける見込みである（次項グラフ参照）。</p>						
	<p style="text-align: center;">■■本市のし尿処理施設における現状■■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白楽町焼却場解体に伴う老朽化した白楽町し尿処理場の整備 ・児島下水処理場へのし尿・浄化槽汚泥の搬入停止の検討 ・中継槽の老朽化 						
	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>今後も減少を続けるし尿等処理量の予測をもとに、集約化を目指した全市のし尿処理体制の方向性を検討する。</p>						
	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>→ し尿の流れ</td> <td>▨ し尿の処理</td> </tr> <tr> <td>- - → 浄化槽汚泥等の流れ</td> <td>▨ 浄化槽汚泥等の処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>▨ し尿・浄化槽汚泥等の処理</td> </tr> </table>	→ し尿の流れ	▨ し尿の処理	- - → 浄化槽汚泥等の流れ	▨ 浄化槽汚泥等の処理		▨ し尿・浄化槽汚泥等の処理
→ し尿の流れ	▨ し尿の処理						
- - → 浄化槽汚泥等の流れ	▨ 浄化槽汚泥等の処理						
	▨ し尿・浄化槽汚泥等の処理						



■ し尿処理量 (kl)		■ 浄化槽汚泥量 (kl)	
H24		H24	
計画	24,165	計画	76,908
実績	33,055	実績	96,123
差	8,890	差	19,215



見直す項目	その背景												
<p>目標値と目標達成のための施策の検討・追加</p>	<p>倉敷市一般廃棄物処理基本計画の目標根拠である国の循環型社会形成推進基本計画（第2次）がH25.5末に改定された。</p>												
	<p>■循環型社会形成推進基本計画（2次計画と3次計画の比較）</p>												
	<p>【家庭ごみ1人1日当たりの排出量】</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12基準</th> <th>H27</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次計画</td> <td rowspan="2">660g</td> <td>20%減</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3次計画</td> <td>25%減</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H12基準	H27	H32	第2次計画	660g	20%減		第3次計画	25%減		
		H12基準	H27	H32									
	第2次計画	660g	20%減										
第3次計画	25%減												
<p>【事業ごみの年間排出量】</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12基準</th> <th>H27</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次計画</td> <td rowspan="2">1799万t</td> <td>20%減</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3次計画</td> <td>35%減</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H12基準	H27	H32	第2次計画	1799万t	20%減		第3次計画	35%減			
	H12基準	H27	H32										
第2次計画	1799万t	20%減											
第3次計画		35%減											
<p>その他</p>	<p>■国と本市の実績比較</p>												
	<p>【家庭ごみ1人1日当たりの排出量】</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12基準</th> <th>H23</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>660g</td> <td>540g</td> <td>18%減</td> </tr> <tr> <td>倉敷市</td> <td>622g</td> <td>544g</td> <td>13%減</td> </tr> </tbody> </table>		H12基準	H23	削減率	国	660g	540g	18%減	倉敷市	622g	544g	13%減
		H12基準	H23	削減率									
	国	660g	540g	18%減									
	倉敷市	622g	544g	13%減									
<p>【事業ごみの年間排出量】</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12基準</th> <th>H23</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>1799万t</td> <td>1304万t</td> <td>27.5%減</td> </tr> <tr> <td>倉敷市</td> <td>7.5万t</td> <td>7万t</td> <td>6.6%減</td> </tr> </tbody> </table>		H12基準	H23	削減率	国	1799万t	1304万t	27.5%減	倉敷市	7.5万t	7万t	6.6%減	
	H12基準	H23	削減率										
国	1799万t	1304万t	27.5%減										
倉敷市	7.5万t	7万t	6.6%減										
<p>家庭ごみについては、排出量が同水準で削減率も比較になるが、事業ごみについては、国と本市の削減率に大きな差ができています。</p>													
<p>以上のことから、国の3次計画を踏まえて、本市の特性及び実情を加味し、前述の「目標達成時の姿」を実現できるよう、新たな減量目標を設定する。 また、目標を達成するための有効な施策を、ごみの組成分析や社会情勢を考慮し、再検討し、優先順位を見直す。</p>													
<p>その他</p>	<p>小型家電リサイクル法施行など、社会情勢の変化への対応や関連計画との整合を図るため、随所、修正する。</p>												
	<p>■第3次岡山県廃棄物処理計画（H24.2改定）</p>												
	<p>■倉敷市第六次総合計画（H23.3改定）</p>												
	<p>■倉敷市第二次環境基本計画（H23.3改定）</p>												